

「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を受けた本県の対応について

群馬県教育委員会義務教育課

令和6年11月

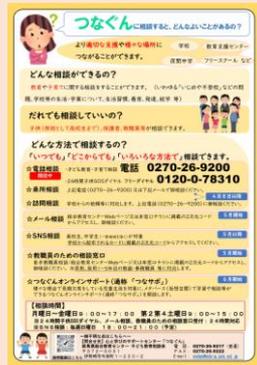
1 不登校について

【本県の結果】

- 不登校児童生徒数は、小学校で11年連続、中学校で10年連続増加している。不登校児童生徒のうち、90日以上欠席が小学校で約50%、中学校で約66%を占め、長期化する傾向がある。
- 学校内外の専門家や各機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が、小中学校ともに約50%を占めており、割合は増加している。そのうち教職員から継続的な相談・指導等を受けていた児童生徒は小学校で97%、中学校で95%であり、全国平均と比べ高い割合となっている。学校内外の専門的な相談・指導を充実させるとともに、教職員が関係機関等と連携して児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

【本県の対応】

- ◆不登校の要因は、複合的な理由によるものが多いことを踏まえ、SC、SSW等と連携して不登校児童生徒の見立てや支援の方針を検討し、学校・家庭・地域が連携協力しながら支援に取り組む。
- ◆不登校で悩む児童生徒や保護者の相談窓口として、心と学びのサポートセンター『つなぐん』を周知し、個に応じた支援の充実を図る。
  - \* [「ワンストップ相談窓口 心と学びのサポートセンター『つなぐん』」](#) 参照
- ◆不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、ICTの活用を含めた学習支援を実施するほか、教育支援センターやフリースクール等と連携して支援に当たる。
  - \* [「ICTを活用した不登校児童生徒支援について」](#) 参照
  - \* 不登校等支援施設周知資料 [「すべての子どもたちが学び続けるために」](#) 参照
  - \* リーフレット [「「学び場」っていろいろあるんだね」](#) 参照
  - \* パンフレット [「教育の機会確保法って何？」](#) (R5.10月 文部科学省) 参照
  - \* [「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策\(CO-COLOプラン\)について」](#) (R5.3月 文部科学省) 参照
- ◆心の小さなSOSを見逃さないように、ICTの活用やSC、SSW等の支援を活用した心の健康観察を充実する。
  - \* [「1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧」](#) (R5.7月 文部科学省) 参照



[下線部は外部リンクにつながります。](#)

## 2 いじめについて

### 【本県の結果】

- いじめの認知件数は、令和4年度の調査と比べて小学校で微減、中学校で増加しているものの、全国と比較すると1000人あたりの認知件数は小中学校ともに低い。一方で、小中学校の96%程度の学校がいじめを認知している。
- パソコンや携帯電話等を使ったいじめの認知件数は、小学校では前年度よりやや増加し、中学校ではやや減少している。いじめの実態が把握しにくい状況が多く、認知が遅くなるなど、深刻化してしまうケースがある。

### 【本県の対応】

- ◆心の小さなSOSを見逃さないように、ICTの活用やSC、SSW等の支援を活用した心の健康観察を充実する（再掲）。\* [1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧](#) (R5.7月 文部科学省) 参照
- ◆ICTを介したいじめ予防に向け、県で作成した動画教材、体験型Web教材等を活用し、児童生徒自身のICTリテラシーの向上を図る。  
 \* [「ネットリテラシー向上教材 - 群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」](#) 参照
- ◆法におけるいじめの定義を確認し、積極的な認知（ひやかしやからかい等もいじめと認知）を行うとともに、組織的な対応の一層の充実を図る。 \* [「いじめの対応は正確な認知から」](#) 参照
- ◆単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめを受けた児童生徒やその保護者の立場に立って対応するとともに、いじめを行った児童生徒には自らの行為を反省させるなど、双方の成長支援の観点に立った指導の充実を図る。 \* [「いじめの解消に向けて大人たちができること」](#) 参照
- ◆重大事態の対処に当たっては、法の定義に基づくいじめの認知と組織的対応や、ガイドラインに沿った円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った適切な対応を行う。 \* [「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」](#) (R6.8月 文部科学省) 参照

## 3 暴力行為について

### 【本県の結果】

- 暴力行為については、令和4年度の調査と比べ、小学校では減少、中学校では増加している。特に、小学校で生徒間暴力が減少している。
- <月例報告より>
- 友達との関わりの中で、悪ふざけの延長から生徒間暴力に発展しているケースが多い。
  - 対教師暴力については、教師の指導に対してイライラしたり、思い通りにいかなかったりした時に、暴力をふるってしまったケースが多い。

### 【本県の対応】

- ◆日頃からの教師と児童生徒との信頼関係づくりを基盤とし、児童生徒の居場所づくりと、児童生徒間の絆づくりにつながる教育活動の実施に取り組む。
  - ◆繰り返して暴力行為を起こす児童生徒等への指導・支援については、保護者と信頼関係を確立しながら積極的に対応していく。また、犯罪行為の可能性がある場合には、警察や教育委員会等とも連携して対応していく。
- \* 県警察本部 少年サポートセンター 連絡先 027-289-6610 (中央児童相談所内)

#### 4 SOSの相談窓口の周知について

- ◆心の小さなSOSの早期発見に向けて、1人1台端末を活用して、学校外の相談窓口を周知する。
  - \* 「子ども教育・子育て相談 0270-26-9200」
  - \* 「24時間SOSダイヤル 0120-0-78310」
  - \* [「こどもからのSOSを受け止める ～児童虐待・性被害からこどもを救うために～」](#) 参照
  - \* [「チームぐんま相談窓口一覧（児童生徒・保護者向け）」](#) 参照

### 生徒指導上の諸課題の未然防止や解決に向けて

学校現場では、不安や悩みを相談できず、一人で抱え込んでしまったり、ストレス等を抱えたりしている児童生徒がいる可能性があります。学校は、暴力行為やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題について表出しているものへの対応だけでなく、その背景等を適切に見立て、支援に当たることが必要です。また、児童生徒の相談スキルを高めるとともに、相談しやすい学級や学校風土の醸成を図ることも重要です。

そのため、SOSの出し方教育を授業だけでなく様々な教育活動の中で実施し、児童生徒のSOSを受け止め、寄り添って対応できる教育相談体制の充実を図ることが重要となります。さらに、諸課題が起きにくい学級をつくっていきけるよう、全ての児童生徒の自己指導能力の獲得に向けた指導を充実させることも必要です。以下の資料や取組等を参考にしてください。

#### 児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導

- \* [「児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実」](#) 参照

#### SOSの出し方教育の意図的・計画的実施

- \* 「SOSの出し方に関する教育」プログラム  
(H31.3月 群馬県こころの健康センター R元6.3付け義教第212-25号通知)
- \* [「SOSの出し方・受け止め方指導プラン」](#)（総合教育センター 令和元年度長期研修員作成）参照

#### 専門家や関係機関と連携した教育相談体制の充実

- \* [「教育相談体制充実に向けたリーフレット」](#) 参照
- \* [「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」](#) 参照
- \* [「児童生徒の自殺予防に係る取組について」](#)（R3.6月 文部科学省）参照
- \* [「重層的支援構造で見る生徒指導体制チェックシート」](#) 参照

